

4.3 イラン制裁措置

4.3.1 特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法

イランの核開発問題に対する経済制裁により、イラン産原油輸送に対する欧米保険者による保険引き受けが禁止されるなか、わが国ではイラン産原油輸送を継続するため平成 24 (2012) 年に「特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法」(特措法)を制定、政府が保険者に代わり補償を提供するスキームを実施している。同スキームを利用するにあたり、輸送に携わる船社は交付金交付契約を政府と締結している。

政府スキームにおける補償上限額等は、国際的な水準である国際 P&I グループ (IG) の再保険スキーム上限額を勘案して政省令で規定されており、政府は例年の IG 再保険スキームの変動を踏まえ、相当の額を反映した予算を編成している。平成 28(2016)年度における補償限度額については、同年 3 月 22 日に施行に必要となる事項を定めた特措法施行令を改正する政令が閣議決定され、3 月 25 日に公布、4 月 1 日に施行された。(【資料 4-3-1-1】参照)

なお、平成 27(2015)年 7 月 14 日にはイランと関係 6 カ国(アメリカ、ドイツ、イギリス、フランス、ロシア、中国)の間で核問題に関する包括的共同作業計画(JCPOA)が合意され、イランの核関連活動の停止と引き換えに段階的に同国に対する経済制裁が解除されることが合意された。その後、平成 28(2016)年 1 月 16 日に国際原子力機関(IAEA)がイランによる主要措置の履行を承認したことを受け、EU による経済制裁および非米国人に対する米国二次制裁などを含む多くの制裁が解除されたが、米国人に対する米国一次制裁はまだ解除されておらず、米国再保険者による保険／再保険の提供は禁止されたままとなっていることから、IG 再保険スキームが通常に機能するまでには至っていない。